

## 国際卓越研究大学の認定に関する基準確認書（記入要領）

### 0. 共通事項

- ・ 「国際卓越研究大学の認定に関する基準確認書」については、本記入要領に基づいて、様式に記入し作成すること。
- ・ 記入の際は、公募要領に加えて、以下の法令等における認定に関する記載を十分に確認すること。
  - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号。以下「法」という。）
  - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第37号。以下「規則」という。）
  - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第22号）
  - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（令和4年11月15日文部科学大臣決定。令和6年6月14日改訂。以下「基本方針」という。）
  - ✓ 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針（令和4年11月15日文部科学大臣認可）
  - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）（令和6年6月14日付け6文科振第268号）
- ・ 過去の数値を記入するに当たり、審査に影響し得る規模の組織変更等を実施していた場合は、その旨を特記事項に記載すること。
- ・ 申請に当たり、審査に影響し得る規模の組織変更等を予定している場合は、その旨を特記事項に記載するとともに、原則、認定対象としての大学の情報を基に、過去の数値を記入すること。また、参考情報として、組織変更等を実施しない場合の過去の数値を記載した書類など、補足説明資料を提出すること。
- ・ 認定基準に係る会計情報には財務諸表・計算書類において表示されない数値が含まれることがあることから、当該情報の透明性等の確保の観点から、国際卓越研究大学に認定された場合は、文部科学省が示す標準的な様式を用いて会計情報を整理し、監事の監査を受けた上で大学のホームページ等において開示いただくことを予定している。
- ・ 日本語版と英語版は別ファイルで作成することとし、ファイル名は「02【〇〇大学】国際卓越研究大学の認定に関する基準確認書」「02 [XX University] Letter of Confirmation for criteria for Accreditation of Universities for International Research Excellence」とすること。
- ・ 文字の大きさは10.5ポイント以上を原則とすること。
- ・ 様式に収まらない場合は枠を広げてよいが、「2. 国際卓越研究大学の認定に関する基準」については、各項目、2ページ以内に収めること。
- ・ 様式の余白は変更しないこと。（上・下・左25mm、右20mmとする。）
- ・ 見やすい資料作成を心がけること。

## 1. 申請者の基礎情報

- ・ 「①申請者（法人名）」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学（以下「申請大学」という。）の設置者の名称を記入すること。
- ・ 「②主たる事務所の所在地」には、申請大学の設置者の主たる事務所の所在地を記入すること。
- ・ 「③大学の名称」には、申請大学の名称を記入すること。
- ・ 「④大学の所在地」には、申請大学の所在地を記入すること。
- ・ 「⑤法人代表者」には、申請大学の設置者を代表し、その業務を総理する者の氏名を記入すること。
- ・ ⑥～⑨には、令和6年度学校基本調査の回答と同じ数値を記入すること。「⑥学生数」の括弧内には、外国人学生の人数を内数で記入すること。昼間・夜間の合計人数とすること。
- ・ 申請に当たり、複数の大学が関わる組織変更等を予定している場合は、必要に応じて、関係する全ての大学の情報を記載すること。

## 2. 国際卓越研究大学の認定に関する基準

### （1）国際的に卓越した研究の実績（法第4条第3項第1号及び規則第2条第1項に関する基準）

- ・ 法第4条第3項第1号及び規則第2条第1項に基づく認定基準に関する情報として、世界トップレベルの研究大学に伍していくことができるだけの研究力を有しているか、また、自然科学と人文・社会科学の融合による総合知の創出など、多様な分野で先導的な研究が行われているかについて確認する。
- ・ 具体的には、注目度の高い論文（Top10%論文数や割合）が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれるものとして、申請時点において以下のどちらかの要件に合致することを示すこと。
  - Top10%論文数が1,000本程度（直近の5年間総計）以上であり、かつ、総論文数に占めるTop10%論文数の割合が10%程度以上となっていること。
  - 研究者一人当たりのTop10%論文数において、優れた実績（0.6本程度以上）を有すること。
- ・ 「論文」は、Clarivate Web of Science/InCites 又は Elsevier Scopus/SciVal のデータベースに基づき、その著者が当該論文の公表時において申請大学に属する研究者であり、かつ、5年間（令和2年～令和6年又は令和元年～令和5年）に公表された Article、Review、Conference Paper (Proceedings Paper)、Book、Book Chapter を対象としたものとする。どちらのデータベースを用いたかを「④論文数の出典」に記入すること。
- ・ 「①論文数」には、分野補正前の論文を全数整数カウントしたものを記入すること。
- ・ 「②Top10%論文数」には、分野補正後の論文の被引用数（当該論文が他の論文により引用された数）が、当該論文が出版又は公開された年に当該論文の研究分野において出版または公開された論文のうちで上位10%の範囲に属するものを整数カウントして記入すること。なお、5年間の期間は①と同じにすること。
- ・ 「③Top10%論文割合」には、②の5年計の値を①の5年計の値で割ったパーセント値を、小数第二位を四捨五入し小数第一位まで記入すること。
- ・ 「⑤本務教員数」には、令和5年度又は令和6年度（「②Top10%論文数」に記入した最終年）の学校基本調査における本務者である教員数を、当該年度を明らかにして記入すること。
- ・ 「⑥本務教員一人当たりのTop10%論文数」には、②の5年計の値を⑤の値で割った数値を、小

数第三位を四捨五入し小数第二位まで記入すること。

- ・ その他、特別に記載すべき事項がある場合は、「⑦その他特記事項」に記入すること。

## (2) 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績（法第4条第3項第2号及び規則第2条第2項に関する基準）

- ・ 法第4条第3項第2号及び規則第2条第2項に基づく認定基準に関する情報として、主要国のトップレベルの研究大学が行っている社会の課題解決あるいは新たな経済的価値の創造の実績に照らして、これに伍していくことができるかどうか、経済社会に変化をもたらす研究成果の活用（経済的・社会的価値創造への貢献）の実績を確認する。
- ・ 具体的には、民間企業等からの研究資金等受入額（財務諸表の附属明細書や資金収支計算書における民間企業等からの受託研究・共同研究・受託事業等の受入額）が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれるものとして、直近5年間の年平均で10億円程度以上となっていること、または、研究者一人当たりの民間企業等からの研究資金等受入額が、優れた実績（年平均100万円程度以上）となっていることを確認することとし、「①共同研究等民間負担経費」に、令和元年度から令和5年度における以下の値を合算し、円単位で記入すること。

### <国公立大学>

附属明細書「受託研究の明細」「共同研究の明細」「受託事業等の明細」の株式会社等及びその他の区分の当期受入額合計

### <私立大学>

資金収支計算書の「受託事業収入（国・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人からの受入を除く。）」

※上記の定義はすべて当該年度に発生した外部取引による収入等とすること。

## 【一法人で複数の大学を有する場合の取扱い】

### <国公立大学>

一法人で複数の大学を有する場合、附属明細書において申請大学分の受入額が明示される場合はその額を記載すること。申請大学分の数値が明示されていない場合、一定のルールに基づき当該大学分を算定し、「④その他特記事項」にその根拠となる数値や考え方等を記載するとともに、必要に応じて補足説明資料を提出すること。なお、いわゆる法人本部等の法人共通の受入額についても、同様に対応すること。上記により難しい場合は個別に相談すること。

### <私立大学>

上記国公立大学の考え方と同様に申請大学分の収入により算定することが基本となるが、具体的な方法については個別に相談すること。

## 【統合を予定している大学の場合の取扱い】

今後、大学の統合を予定している場合、原則として統合予定の各大学の金額を足し合わせて算定すること。その際、統合予定の各大学の金額を記載した書類を作成し、補足説明資料として提

出すること。また、統合予定大学間の取引がある場合は、相互取引による値を相殺するなどして適切に調整を行い、「④その他特記事項」にその根拠となる数値や考え方等を記載するとともに、必要に応じて補足説明資料を提出すること。なお、上記により難しい場合やその他大規模な組織変更を予定している場合は個別に相談すること。

- ・ 「②本務教員数」には、令和5年度（「①共同研究等民間負担経費」に記入した最終年度）の学校基本調査における本務者である教員数を記入すること。
- ・ 「③本務教員一人当たりの共同研究等民間負担経費」には、①の5年平均の値を②の値で割った数値を、小数第一位を四捨五入し整数値で記入すること。
- ・ その他、特別に記載すべき事項がある場合は、「④その他特記事項」に記入すること。

### （3）教員組織及び研究環境等の研究の体制（法第4条第3項第3号及び規則第2条第3項に関する基準）

- ・ 法第4条第3項第3号及び規則第2条第3項に基づく認定基準に関する情報として、大学の研究の体制が、学問の進展、社会の変化に応じて次々に生じる新たな学問分野や融合領域に迅速に対応しているかを確認する。
- ・ 具体的には、「先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていること」、「若年者、女性及び外国人である研究者等並びに研究事務者の適切な処遇の確保が図られていること」、「外国法人または外国人に対する技術の提供等の状況の把握その他研究開発等を公正かつ適切に実施できる体制を有していること」を満たすことが確認できるよう、
  - 多様な分野の学術研究ネットワークの牽引の状況
  - 国際研究協力に係る体制
  - 若手研究者・女性研究者・外国人研究者の登用・活躍に係る体制（特に外国人研究者の割合が将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれること）
  - 事務職員や研究マネジメント人材、専門職人材の配置
  - 研究施設及び研究設備
  - 研究インテグリティの確保体制等について、国際競争力の強化の観点から適切に整備されていることを、2ページ程度で示すこと。

### （4）民間事業者との連携協力体制等の研究成果の活用の体制（法第4条第3項第4号及び規則第2条第4項に関する基準）

- ・ 法第4条第3項第4号及び規則第2条第4項に基づく認定基準に関する情報として、民間事業者と連携協力等の実施を通じて、大学の研究成果の活用の体制が、経済社会の変化をもたらすインパクトの創出に必要なものとして整備されているかを確認する。
- ・ 具体的には、「大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていること」、「国、地方公共団体及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二条第九項に規定する研究開発法人との連携協力により研究成果の経済社会における活用を促進するために必要な体制が確保されており、かつ、当該申請大学の研究成果を活用した新たな事業の創出を支援する体制が適切に整備されていること」を満たす

ことが確認できるよう、

- 全学的な産学連携の体制
  - 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成 28 年 11 月イノベーション促進産学官対話会議）」等を踏まえた体制（目利き人材や橋渡し人材、知財管理人材などの支援チームの構築、投資機関や研究成果活用事業者とのチームアップ等）
  - スタートアップの支援体制
  - 実践的な起業家教育プログラム
- 等が適切に整備されていることを、2 ページ程度で示すこと。

**（５）効果的な資源の確保及び配分等の行える運営体制（法第 4 条第 3 項第 5 号及び規則第 2 条第 5 項に基づく認定基準）**

- ・ 法第 4 条第 3 項第 5 号及び規則第 2 条第 5 項に基づく認定基準に関する情報として、先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請、大学を取り巻く状況などを踏まえ、資金や人材の確保及びそれらの配分や知的財産の活用を含めた研究力向上のための諸活動を包括的に運営する体制が構築されていることを確認する。
- ・ 具体的には、合議制の機関（国立大学法人においては運営方針会議、私立大学においては学校法人の理事会または評議員会、公立大学においては定款により公立大学法人に設置された合議制の機関）及び監事について、以下①～⑥の基準を満たしていることを、合議制の機関の運営規則等から認定基準に該当する箇所を抜粋するなどして、2～3 ページ程度でわかりやすく示すこと。また、合議制の機関の運営規則等と構成員の略歴を、補足説明資料として提出すること。
  - ① 合議制の機関が、体制強化計画等の申請に係る大学の運営について、体制強化計画の作成・変更など重要事項を議決すること。また、合議制の機関が、議決した事項の履行状況について、法人の長から体制強化計画等の実施状況の報告を受け、体制強化計画等が適切に履行できていないと認めるときは法人の長に必要な対応を求めることができる体制が整備されていること。併せて、法人の長は、当該合議制の機関の求めを受けて実施した内容を当該合議制の機関に報告する体制が整備されていること。
  - ② 合議制の機関が、知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること。具体的には、大学の運営に関連する事項として、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材が合議制の機関の構成員となっていること。
  - ③ 大学の運営に関する重要事項の議決について、合議制の機関の専門的知見を十分に活用する観点から、執行部からの独立性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、執行部以外の構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度を執行部以外の構成員とすること、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合に評議員会の議決を得ることを要件とすることなどにより、合議制の機関において、執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。
  - ④ 大学の運営に関する重要事項の議決について、上記③同様に、合議制の機関の専門的知見を十分に活用する観点から、学内に対する客観性が担保されていること。具体的には、特別多

数決の導入、学外構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度（例えば、半数以上）を学外構成員とすることなどにより、合議制の機関において、学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。

- ⑤ 合議制の機関は、体制強化計画等の中長期的な経営戦略を議決し、執行部の業務執行を監督する役割を担う。この役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保するために法人の長に求められる知識、経験、能力に必要な資質を明確化するとともに、適切な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。
- ⑥ 監事の少なくとも一人は常勤となっており、独立した専門の監査部門を有しているなど、当該大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制となっていること。
- ・ ②については、基本方針で示された大学の運営に関連する事項に関し、合議制の機関の構成員のスキル・マトリックスを開示することにより、適切な知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証することが必要となる。具体的には、個々の構成員ごとにどのような知識、経験、能力を有するかを示したスキル・マトリックスを、①～⑥の基準を満たしていることを示す中において記載すること。
- ・ 第2期公募においては、運営方針会議の設置及び委員の任命の手続きを経ていない場合でも、学長のコミットメントにより申請を行うことは可能とする。ただし、法定の認定申請までには運営方針会議の設置が必要であるとともに、認可申請までには運営方針会議の議決を経た体制強化計画の策定が必要であることから、認定基準確認書の提出時に基準を満たしていない場合は、運営方針会議の設置を見据えた体制強化計画の現状の調整状況と認定の申請までに整備する体制をそのプロセスとともに示すこと。

#### **(6) 研究に関する業務と管理運営に関する業務の適切な役割分担等の業務執行体制（法第4条第3項第6号及び規則第2条第6項に基づく認定基準）**

- ・ 法第4条第3項第6号及び規則第2条第6項に基づく認定基準に関する情報として、研究に関する業務の執行と、管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切になされているかを確認する。
- ・ 具体的には、法人の代表者、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）が適切に配置され、効果的・効率的に役割が果たせるような体制が構築されているなど、権限と責任の分担を的確に行う業務執行体制が整えられていることを、2ページ程度でわかりやすく示すこと。
- ・ 前項目2.(5)において、認定の申請までに整備する体制に伴い本項目の業務執行体制にも変更が予定されているなど、認定の申請までに現状の体制から変更が予定されている場合には、認定の申請までに整備する体制をそのプロセスとともにわかりやすく示すこと。

#### **(7) 国際的に卓越した研究等を持続的に発展させるために必要な財政基盤（法第4条第3項第7号及び規則第2条第7項に関する認定基準）**

- ・ 法第4条第3項第7号及び規則第2条第7項に基づく認定基準に関する情報として、研究及び研究成果の活用を持続的に発展させるための体制の強化を推進するのに足る十分な財政基盤を有しているかを確認する。

- ・ 具体的には、財政基盤の成長性が極めて重要であることから、資産活用や寄附金等を含めた財源の多様性を確認することとし、大学の収入全体（ただし、当該大学の附属病院における医療に係るものは除く。）から国又は地方公共団体が支出する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や学生からの授業料や検定料等を除いた額（キャッシュ・フロー計算書や資金収支計算書等の勘定科目から財政基盤強化に直接寄与するものとして算出）の大学の収入全体に占める割合が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれるものとして、直近5年間の平均で20%程度以上となっていることを確認することとし、  
「①大学の収入全体」には、令和元年度から令和5年度における、以下の表の「大学の収入全体」の値を合算したものを円単位で記入すること。また、「②基盤的経費や授業料・検定料等を除いた額」には、国又は地方公共団体が支出する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や学生からの授業料や検定料等を除いた額（キャッシュ・フロー計算書や資金収支計算書等の勘定科目から財政基盤強化に直接寄与するものとして算出）を記入すること。具体的には、以下の表の「基盤的経費や授業料・検定料等を除いた額」の値を合算したものを円単位で記入すること。

<国公立大学<sup>1</sup>>

勘定科目等	②基盤的経費や 授業料・検定料 等を除いた額	①大学の 収入全体
運営費交付金収入	含めない	含める
授業料収入	含めない	含める
入学金収入	含めない	含める
検定料収入	含めない	含める
附属病院収入	含めない	含めない
受託研究収入	含める	含める
共同研究収入	含める	含める
受託事業等収入	含める	含める
補助金等収入	含める	含める
寄附金収入	含める	含める
その他の業務収入 (経営努力に基づくとは言い難いもの(以下【「経営努力に 基づくとは言い難いもの」の考え方】参照)を除く。)	含める	含める
有価証券の売却による収入	含めない	含めない
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	含めない	含めない
施設費による収入	含めない	含める
利息及び配当金の受取額	含める	含める
短期借入れによる収入	含めない	含めない
国立大学法人等債の発行による収入	含めない	含めない
金銭出資の受入による収入	含めない	含めない
民間出えん金の受入による収入 (寄附金に類する収入のみ)	含める	含める
民間出えん金の受入による収入 (寄附金に類する収入を除く)	含めない	含めない
※損益計算書 有価証券売却益 + 寄附金を原資とした有価証券の売却益等で損益計算書の 「有価証券売却益」に含まれていないもの	含める	含める
※附属明細書 「寄附金の受入額の明細」の現物寄附の当期受入額 (科学研究費助成事業等の資金が財源の現物寄附を除く。)	含める	含める

<sup>1</sup> 国公立大学については原則として個別財務諸表に基づく。

<私立大学>

勘定科目等	②基盤的経費や 授業料・検定料 等を除いた額	①大学の 収入全体
学生生徒等納付金収入（すべて）	含めない	含める
手数料収入（入学検定料収入、試験料収入）	含めない	含める
手数料収入（証明手数料収入）	含める	含める
手数料収入（その他）	含める	含める
寄付金収入（すべて） ＋事業活動収支計算書の「教育活動収入の寄付金の現物寄付 （科学研究費助成事業等の資金が財源の現物寄付を除く。）」 ＋事業活動収支計算書の「特別収入の現物寄付（科学研究費 助成事業等の資金が財源の現物寄付を除く。）」	含める	含める
補助金収入（私立大学等経常費補助金）	含めない	含める
補助金収入（私立大学等経常費補助金を除くすべて）	含める	含める
資産売却収入	含めない	含めない
付随事業・収益事業収入 （医療収入が含まれている場合は除く。また、経営努力に 基づくとは言い難いもの（以下【「経営努力に基づくとは 言い難いもの」の考え方】参照）を除く。）	含める	含める
付随事業・収益事業収入（医療収入）	含めない	含めない
受取利息・配当金収入（すべて）	含める	含める
雑収入（経営努力に基づくとは言い難いもの（以下【「経営努力 に基づくとは言い難いもの」の考え方】参照）を除く。）	含める	含める
借入金等収入（すべて）	含めない	含めない
前受金収入（すべて）	含めない	含めない
その他の収入（すべて）	含めない	含めない
※事業活動収支計算書 特別収支の資産売却差額のうち、有価証券売却差額	含める	含める

※上記の定義はすべて当該年度に発生した外部取引による収入等とすること。

※

【「経営努力に基づくとは言い難いもの」の考え方】

例えば、以下に該当するものは、経営努力に基づくとは言い難いものと考えられる。

- 精算や返戻等の性質を有する収入
  - ✓ すでに支払ったものに対する返還による収入  
例：過年度の返還金収入（概算払いした税金の過払金の返還など）、差入敷金戻入
  - ✓ 単に大学が立て替えて支払ったもの、若しくは大学が受け取ってそのまま支払うものに対

する収入

例：退職金財団交付金収入、光熱水料等負担金収入（業者等の学外入居者が負担する光熱水料等を電気事業者等へ大学がまとめて支払う場合において、当該光熱水料等相当分を学外入居者から徴収した際の収入など）、共済会費収入（学生からの共済掛金など）

✓ 大学の内部取引による収入

● 保険金、弁償金、違約金による収入

例：損害賠償保険金収入、学生賠償保険金収入、団体生命保険金収入、弁償金収入、違約金収入

● その他

例：拾得金収入

#### 【一法人で複数の大学を有する場合の取扱い】

＜国公立大学＞

一法人で複数の大学を有する場合、附属明細書において申請大学分の受入額が明示される場合はその額を記載すること。申請大学分の数値が明示されない場合、一定のルールに基づき当該大学分を算定し、「④その他特記事項」にその根拠となる数値や考え方等を記載するとともに、必要に応じて補足説明資料を提出すること。なお、いわゆる法人本部等の法人共通の受入額についても、同様に対応すること。上記により難しい場合は個別に相談すること。

＜私立大学＞

上記国公立大学の考え方と同様に申請大学分の収入により算定することが基本となるが、具体的な方法については個別に相談すること。

#### 【統合を予定している大学の場合の取扱い】

今後、大学の統合を予定している場合、原則として統合予定の各大学の金額を足し合わせて算定すること。その際、統合予定の各大学の金額を記載した書類を作成し、補足説明資料として提出すること。また、統合予定大学間の取引がある場合は、相互取引による値を相殺するなどして適切に調整を行い、「④その他特記事項」にその根拠となる数値や考え方等を記載するとともに、必要に応じて補足説明資料を提出すること。

なお、上記により難しい場合やその他大規模な組織変更を予定している場合は個別に相談すること。

- ・ 「③②の大学収入全体に占める割合」には、各年度の②の値を①の値で割った数値（％）を、小数第二位を四捨五入し小数第一位まで記入すること。また、「5年平均」は②の5年計の値を①の5年計の値で割って算出すること。
- ・ その他、特別に記載すべき事項がある場合は、「④その他特記事項」に記入すること。